

※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※
※
※
※
※
平成 26 年第 2 回箕面市議会定例会議案
(追加第 1 号)
※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※※

第 72 号議案 箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例制定の件

箕 面 市

第七十二号議案

箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例制定の件

箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例を次のように定める。

平成二十六年六月一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市土砂等による盛土等の規制に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、災害の発生を未然に防止し、もって市民の安全の確保及び良好な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物を除く。）をいう。

二 盛土等 土砂等による盛土、土地の埋立てその他土地への土砂等の堆積（土砂等の一時的な堆積を含む。）をいう。ただし、製品の製造又は加工のための原材料の堆積を除く。

三 事業区域 盛土等を行う土地の範囲として、第九条第一項に規定する事業計画に定めた区域をいう。

四 事業主 盛土等の工事の請負契約の注文者又は請負契約によらないで自ら盛土等の工事を施工する者をいう。

五 工事施工者 盛土等の工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）を

いう。

六 土地所有者 事業区域内の土地を所有する者をいう。

七 近隣住民等 次に掲げる者をいう。

イ 事業区域等（事業区域の周囲において事業主が所有し、又は管理する一団の土地を含む。以下この号、第七条第一項第四号及び第九条第一項第三号において同じ。）に隣接する土地（道路、里道、河川、水路及び鉄軌道を挟んで隣接する土地を含む。以下この号において同じ。）を所有し、占有し、又は管理する者

ロ 事業区域等に隣接する土地の上にある建築物を所有し、占有し、又は管理する者及び当該建築物に居住する者を構成員に含む自治会（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体その他これに類するものをいう。）の代表者

（適用範囲）

第三条 この条例の規定は、盛土等をした後の盛土等の表面のうち最も高い表面の標高と盛土等をする前の地盤面のうち最も低い地盤の標高（過去に施工した事業区域で再び盛土等を行う場合にあっては、当該過去の盛土等をする前における事業区域内の地盤面のうち最も低い地盤の標高）の差が二メートル以上となる盛土等を行う事業について適用する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する行為、事業等において行う盛土等については、この条例の規定を適用しない。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項及び第二項の規定による許可を受けた開発行為

二 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第百九十一号）第八条第一項の規定による許可を受けた宅地造成に関する工事

三 大阪府砂防指定地管理条例（平成十五年大阪府条例第七号）第四条
第一項の規定による許可を受けた同項各号に掲げる行為

四 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項、第十四条第一項及び第三項、第五十一条の二第一項並びに第七十一条の二第一項の規定による認可を受けた土地区画整理事業

五 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七条の九第一項並びに第十一条第一項及び第三項の規定による認可を受けた第一種市街地再開発事業並びに第五十条の二第一項及び第五十八条第一項の規定による認可を受けた市街地再開発事業

六 土地改良法（昭和二十四年法律第一百九十五号）第十条第一項及び第九十五条第一項の規定による認可を受けた土地改良事業

七 採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）第三十三条の規定による認可を受けた岩石の採取の事業

八 砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十六条の規定による認可を受けた砂利採取業

九 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項及び第六条の二第一項の規定による確認を受けた建築物の計画に基づく工事

十 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第三十三条第一項、第三十七条第一項及び第五十八条第一項の規定による認可を受けた住宅街区整備事業

十一 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第三条に規定する公共の利益となる事業

十二 非常災害のために必要な応急措置として行う事業

十三 池沼、ため池及び調整池を隣接する土地の地盤面と同じ高さ（堤体がある場合は、堤体の天端と同じ高さ）まで埋め立てる行為（宅地

造成等規制法施行令（昭和三十七年政令第十六号）第五条に定める技術的基準に従つて措置を講ずる場合に限る。）

十四、国又は地方公共団体が行う事業

十五、前各号に掲げるもののほか、公益に資するものとして市長が認めるもの

（市の責務）

第四条 市は、事業主、工事施工者及び土地所有者に対し、適正に指導を行わなければならない。

（事業主等の責務）

第五条 事業主及び工事施工者（以下「事業主等」という。）は、第三条第一項に規定する事業（以下「特定事業」という。）を行うに当たり、災害の発生の防止及び生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 事業主は、特定事業を行うに当たり、あらかじめ土地所有者にその事業の内容について十分に説明し、その同意を得なければならない。

3 事業主等は、近隣住民等に対し、特定事業の内容について理解を得るよう努めるとともに、当該特定事業を行うことにより苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもつてその解決に当たらなければならない。

（土地所有者の責務）

第六条 土地所有者は、事業主が特定事業を行うことによる災害の発生の防止及び生活環境の保全を図るため、その所有する土地を適正に管理するよう努めなければならない。

2 土地所有者は、事業主が特定事業を行うことについて同意する場合は、当該特定事業の内容を十分に理解した上でこれを行わなければならない。

3 土地所有者は、特定事業を行うことにより第三者に損害が生じたとき

は、事業主と連帶して、その賠償の責を負わなければならぬ。

(遵守すべき事項)

第七条 事業主等は、特定事業を行うに当たり、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

一 事業区域のうち、盛土等をした後の盛土等の表面のうち最も高い表面の標高と盛土等をする前の地盤面のうち最も低い地盤の標高（過去に施工した事業区域で再び盛土等を行う場合にあっては、当該過去の盛土等をする前ににおける事業区域内の地盤面のうち最も低い地盤の標高）の差は、五メートル以下とすること。

二 盛土等により生じる法面の水平面に対する角度は、三十度以下とする。ただし、宅地造成等規制法施行令第二章に定める構造に適合する擁壁を設置して盛土等を行う場合は、この限りでない。

三 現に存する事業区域（第九条第一項の規定による協議が成立した後、特定事業に着手していないものを含む。以下この号において「先の事業区域」という。）に近接する土地において新たに事業区域を設定しようとする場合にあつては、先の事業区域の境界線から引いた垂線が新たに設定しようとする事業区域の境界線と交わるまでの距離は、十メートル以上とすること。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

イ 先の事業区域と新たに設定しようとする事業区域との間に、前号ただし書に規定する擁壁であつて高さ五メートル以上のものを設置する場合

ロ 新たに設定しようとする事業区域において行う特定事業が池沼、ため池及び調整池を隣接する土地の地盤面と同じ高さ（堤体がある場合は、堤体の天端と同じ高さ）まで埋め立てるものである場合

四 次の表の上欄に掲げる事業区域等（一の土地所有者が所有する連続する土地において複数の事業区域を設定している場合は、当該連續する土地の区域を含む。）の面積の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる道路（道路法（昭和二十七年法律第二百八十号）第二条第一項に規定する道路をいう。）に接続し、幅二メートル以上六メートル未満の出入口を当該事業区域等に設けること。

千平方メートル未満	幅員四メートル以上
千平方メートル以上	幅員六メートル以上

五 箕面市都市景観条例（平成十九年箕面市条例第三十五号）第八条第一項の規定により定めた箕面市景観計画に定める基準

六 交通安全施設の設置に関する事項

七 土砂等の流出防止、粉じんその他生活環境の保全に関する事項

2 前項第六号及び第七号に掲げる事項の基準は、規則で定める。

（事前相談）

第八条 次条第一項の規定による協議の申出（以下「協議の申出」という。）をしようとする事業主は、あらかじめ、規則で定める事前相談書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、事前相談書の提出があつたときは、当該提出した事業主に対し、前条に定める事項に適合するよう助言し、及び指導することができること。

（協議の申出）

第九条 特定事業を行おうとする事業主は、土地所有者と連名で、次に掲げる事項を定めた事業計画その他の規則で定める書類を市長に提出し、協議しなければならない。

一 事業主、工事施工者及び土地所有者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 特定事業の目的

三 事業区域及び事業区域等の所在地番及び面積

四 土砂等の搬入予定量及び種類

五 盛土等の高さ及び構造

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 市長は、前項の規定による協議が成立したときは、規則で定める協議成立通知書により当該事業主に通知するものとする。

（標識の設置）

第十条 特定事業を行おうとする事業主は、協議の申出をする日の十四日前までに、規則で定める標識を事業区域の予定地内の見やすい場所に設置しなければならない。

2 前項の標識は、特定事業が完了し、又は特定事業を廃止する日まで設置しなければならない。

（説明会等の開催）

第十一條 特定事業を行おうとする事業主は、協議の申出をするまでに、近隣住民等に対し、当該事業の内容、盛土等の工事の施工方法等について説明会を開催しなければならない。ただし、説明会の開催により難いときは、戸別訪問の方法により説明することができる。

2 事業主は、前項の規定により説明会を開催し、又は戸別訪問による説明を行つたときは、協議の申出の際に、その内容を規則で定める住民説明結果報告書により市長に報告しなければならない。

（農地の転用の制限）

第十二条 事業主は、特定事業を行うに当たり、農地法（昭和二十七年法

律第二百二十九号) 第四条第一項若しくは第五条第一項に規定する許可の申請又は同法第四条第一項第七号若しくは第五条第一項第六号の規定による届出(以下この条において「農地転用許可申請等」という。)を必要とする場合は、第九条第一項の規定による協議が成立した日(以下「協議成立日」という。)以後でなければ、農地転用許可申請等をすることができない。

(協議の有効期間)

第十三条 協議成立日から六月を経過する日までに第九条第一項に規定する事業計画(以下「事業計画」という。)に基づく特定事業に着手しないときは、当該協議の成立は、その効力を失う。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、当該協議の成立の有効期間を変更することができる。

(着手の制限)

第十四条 特定事業を行おうとする事業主等は、協議成立日以後でなければ、当該特定事業に着手してはならない。

(事業計画の変更)

第十五条 事業主は、事業計画を変更しようとするとときは、市長と協議しなければならない。

2 前項に規定する協議の手続については、第八条から第十四条までの規定を準用する。

(特定事業の完了等の届出)

第十六条 事業主は、特定事業に着手した後、当該特定事業が完了し、又は当該特定事業を休止し、若しくは廃止したときは、規則で定める事業完了・休止・廃止届を市長に提出しなければならない。

(地位の承継)

第十七条 事業計画に基づく特定事業に関する地位を承継した者は、遅滞なく、規則に定める地位承継届を市長に提出しなければならない。

(改善勧告)

第十八条 市長は、事業主等が第七条に定める事項に違反して特定事業を行つているときは、当該事業主等に対し、期限を定めて、その改善に必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(改善命令)

第十九条 市長は、前条の規定による勧告を受けた事業主等が、正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該事業主等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(停止命令)

第二十条 市長は、事業主等が前条の規定による命令に従わないとき、又は第十四条の規定に違反して特定事業に着手したときは、当該事業主等に対し、当該特定事業の停止を命ずることができる。

(公表)

第二十一条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- 一 事業主、工事施工者及び土地所有者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 事業区域の所在地番

三 公表の原因となつた行為

- 四 土砂等を搬入した者が前号の行為をした場合は、当該搬入した者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(報告及び立入調査)

第二十二条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業主等に對して必要な事項の報告若しくは資料の提出を求める、又は当該職員をして、災害の発生の防止及び生活環境の保全に対して障害を生じさせ、又は生じさせるおそれのある事業区域、事業主等の事務所等に立ち入らせ、又は状況その他必要な事項を調査させ、又は関係者に質問させることができること。

2 前項の規定により立入調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、第一項に規定する立入調査及び質問に協力しなければならない。

4 第一項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(隣接する市町の区域において行われる特定事業)

第二十三条 隣接する市又は町の区域内において行われる特定事業であつて、本市の区域に影響を及ぼすおそれのあるものについては、この条例の規定（第七条第一項第五号及び第十二条を除く。）を適用する。この場合において、近隣住民等とは、本市の区域にある者に限るものとする。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に特定事業を行つてゐる者は、平成二十八年

三月三十一日までの間は、この条例の規定にかかわらず、引き続き当該特定事業を行うことができる。

3 前項の規定により引き続き特定事業を行つてゐる事業主が同項に規定する日を経過してなお当該特定事業を行おうとする場合は、この条例に定める所要の措置を講じ、同日までに第八条から第十一条までに規定する手続を行わなければならない。この場合において、当該事業主は、平成二十七年三月三十一日までに、第八条第一項に規定する事前相談書を市長に提出しなければならない。

4 第七条第一項第三号の規定は、附則第二項の規定により引き続き行つてゐる特定事業において盛土等を行つてゐる土地の区域に近接する土地で、新たに事業区域を設定しようとする場合について適用する。この場合において、同号中「現に存する事業区域（第九条第一項の規定による協議が成立した後、特定事業に着手していないものを含む。）とあるのは、「附則第二項の規定により引き続き行つてゐる特定事業において盛土等を行つてゐる土地の区域」とする。

（提案理由）

土砂等による盛土等について必要な規制を行うことにより、土砂災害の発生を未然に防止するため、本条例を制定するものである。

